

ID: 1906

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	敷地分割事業の促進を図るため必要な措置命令		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第213条第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (組合に対する報告、勧告等) 第213条 都道府県知事等は、組合に対し、その実施する敷地分割事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する敷地分割事業の円滑な実施を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。 2 都道府県知事等は、組合に対し、敷地分割事業の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日